

令和4年第3回北海道議会定例会 一般質問 **再質問**

年月日 令和4年9月28日(水)
 質問者 民主・道民連合 広田まゆみ 議員

質 問	答 弁
<p>【指摘】北海道食の安全・安心条例の意義と今後の課題について</p> <p>食の安全・安心条例の意義と今後の計画の見直しの考え方について知事からは、食をめぐる情勢の大きな変化を踏まえつつ、「食の安全・安心はもとより、環境負荷低減の視点なども加え、さまざまな意見を集約しながら、新たな施策の検討を進め、食の北海道ブランドづくりにつなげる。」という答弁をいただきました。</p> <p>全庁的に、食の安全・安心が消費者の安全・安心ということだけではなく、食の北海道ブランドづくりにもつながるという方向性が、食品表示のあり方や認証制度に関しても、全庁的に施策の中をしっかり落とし込まれ、浸透するよう、知事の役割を指摘しておきたいと思います。</p> <p>【指摘】ヘルシーD○について</p> <p>「ヘルシーD○」に関しても、食の安全・安心条例や総合計画と整合性をもつ形で、ヘルシーD○制度の磨き上げについても検討するよう強く指摘をしておきます。</p> <p>【指摘】北海道独自の食品表示制度について</p> <p>また、ゲノム編集食品などに関する北海道独自の表示制度のあり方について、機能性表示など、これまでも独自の表示や認証制度を創設してきた道として、国に求めるだけではなく、食の安全安心を基本とした戦略的な表示制度や認証のあり方について、なんか2枚貼ればいいのかってことじゃないと思うんですよね、競争相手となる食を基幹産業とする諸外国や、国内の消費者団体の動きなども情報収集しながら、検討するよう指摘をしたいと思います。</p> <p>一 食産業立国北海道のめざすべき成果指標について</p> <p>知事が答弁された食品の高付加価値化とは具体的に何を指すことなのか、改めて知事に伺うとともに、EBPMの考え方を施策の検証に導入しようとしている知事として、北海道の強みを活かす食産業振興を進める上で、現在の成果指標が有効であると考えているのか、改めて、知事の所見を伺います。</p> <p>今回、食産業振興監から、地域への経済波及効果の分析については、今後、域際収支などを参考にするとのご答弁をいただいたところですが、私としては、食産業をはじめ北海道の強みを活かす産業振興政策において、この域内循環の視点が乏しいことが、課題であると考え、この間常任委員会などでも質問を重ねてきたところです。</p> <p>知事は、総合計画における将来像の1つとして、「北海道の潜在力を活かす地域経済の循環」を掲げています。現状では、食産業振興に関しても、地域経済の循環という視点から考える指標はないわけですが、知事は、今後の食産業振興の成果指標のあり方について、どのように考えるのか、見解を伺います。</p> <p>二 ゼロカーボン推進における広域自治体としての役割について</p> <p>(一) 促進区域の設定のあり方について</p> <p>改正温対法に基づく促進区域設定のあり方ですが、私はこ</p>	<p>(知事)</p> <p>道では、豊富で良質な食資源を持つ本道の優位性を生かし、消費者ニーズに合わせ、より高価格帯のマーケットに訴求できる商品づくりや販路の多角化を目指すことが、食の高付加価値化につながると考えております。</p> <p>また、道が食産業振興の成果指標として、現在使用している工業統計調査の付加価値額や企業へのアンケート調査が有効と考えておりますが、今後とも、産業連関表の域際収支や他国の事例も情報収集しながら、本道が目指すべき食産業振興施策の検討に活用してまいります。</p> <p>(知事)</p> <p>地域脱炭素促進区域についてであります。この区域は、市</p>

質 問	答 弁
<p>の促進区域設定の目的が、単に乱開発を防ぐために環境保全の観点から含めることが適当ではない地域や配慮事項を定めるだけではなく、道及び市町村自治体がしっかりポジティブなグランドデザインを描くことで、より再生可能エネルギーの導入を道民自らが進めていく機運を作ることにあります。</p> <p>知事ご自身もこの議場で何度も口にされていると思いますが、原発は過渡的なエネルギーであると条例で定め、且つ、我が国最大の再生可能エネルギーのポテンシャルがあると言われ続けている北海道の知事として、再生可能エネルギーの推進は他府県の知事と比較してもより大きな使命と役割が知事にあると考えます。温対法で市町村に対し、努力義務とされた促進区域の設定の目的をどのように認識され、広域自治体の道としてどのように役割を果たすべきと考えるか知事の見解を伺います。</p> <p>現在、長野県の事例も踏まえつつ、環境審議会で議論しているとの答弁でしたが、私が提案したのは、例えば太陽光発電を促進する区域の事例として、産業団地や商業施設、商店街などを、ゾーニングではなくピンポイントで、まさにゼロカーボンと地域課題の解決の掛け合わせが、まさに知事が言われた掛け合わせですよ、掛け合わせがイメージしやすい事例があげられています。地域脱炭素推進に関し、こうした視点からの道民議論の醸成の必要性を知事はどのように認識されているのか伺うとともに、私としては、北海道の未来のためには、環境審議会だけではなく、より多様な角度からの議論が必要と考えますが知事の見解を伺います。</p> <p>(二) 地域環境権について</p> <p>改正温対法で市町村が温暖化対策実行計画に促進区域を定める際に、地域の経済社会の持続発展に関する取組を記載することとされました。例えば先ほど長野県の事例を基に売電収益の地元還元、再エネ電気の地域内経済循環、地元資本事業者の連携等、基準として道がまず自らモデルとしてあげるべきではないかと申し上げたのに対し、道としては市町村職員向け勉強会や専門人材など派遣を通じて地域の取組を支援するとのご答弁でしたが、不十分だという風に思います。</p> <p>道は、地域脱炭素先行地域に選定される自治体を増やすことの努力をしていると承知していますが、しかし、それはこれまで先進的に努力してきた自治体の力によるものだと思います。そうした先進自治体のある一方、区域計画策定の自治体が22自治体である北海道の現状から、多くの自治体が促進区域の設定を進めていくにあたり、あくまでも市町村自治体が主体ではありつつも、広域自治体である道がまず、率先してモデルとして、目指すべき地域脱炭素社会のあり方を、誰のための、何のための脱炭素なのかを明確に示すことが重要であると考えています。</p> <p>道内市町村が促進区域を定める際に、地域の経済社会の持続的発展に関する取組を記載することは、北海道の持続可能な未来にとってもとても重要であると私は考えますが、知事はその必要性をどのように認識しているのか伺います。</p> <p>その上で、条例により明確に地域環境権を位置づけるか、あるいはせめて道が応援する再エネとはこういうものだと具体的にこれから基準を定めていく市町村自治体のためにも先行して広域自治体の道が例示をするべきと考えますが、知事の所見を伺います。</p>	<p>町村が、再エネ導入を促進する区域と、そこで行われる再エネ事業、更には、地域の環境保全や地域経済・社会の発展に資する取組を定めることで、地域の脱炭素化を推進するための仕組みであります。</p> <p>区域設定にあたっては、国や道が環境保全の観点から、促進区域に含めることが適切ではないエリアなどの基準を定めるものでありますが、具体的な区域や事業は、市町村がこうしたエリアを除いた上で、住民の皆様や有識者の方々、関係団体、再エネ事業者の方々など様々な関係者で構成する協議会を設けて、それぞれの地域の実情に応じて、定めていくものと認識しております。</p> <p>(知事)</p> <p>地域脱炭素の推進についてであります。地域脱炭素の推進にあたっては、道民の皆様や市町村等と目指す姿を共有し、地域課題の解決や地域振興に資する形で行われることが重要であり、条例の見直しにあたっては、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける北海道を目指すことなどを、基本理念として位置付け、今後の方向性を明確にすることを検討しているところであります。</p> <p>道としては、地域の円滑な合意形成と適切な環境配慮のもとに、各地域の実情に応じた再エネ事業が、地域経済の活性化にもつながるように進められることが重要と考えており、引き続き市町村が主体となった取組の支援に努めてまいります。</p>

質 問	答 弁
<p>(三) 地球温暖化防止対策の施策推進の評価のあり方について</p> <p>道では、これまで環境審議会のみではなく、監のもとに設置された外部有識者からなる「2050年温室効果ガス実質ゼロ懇話会」により、評価、ご意見をいただいておりますというご答弁でした。開催実績や実際の成果は今回は問いませんが、結果として外部評価を受けても、受け手がゼロカーボン推進局だったら、結果は同じなんじゃないでしょうか。私が申し上げたいのは、この地球温暖化対策条例の現行第10条の意図は、学識経験者から知事が直接評価を受け、知事自らが各部にしっかりとその評価に基づいて指示を出すという想定で作りました。地域脱炭素というのは単なる温室効果ガスの削減に止まりませんから、例えば、懇話会で住宅政策や集落対策、交通政策などの論点が出てきたときに、ゼロカーボン推進局が他部の政策に提言したり、あるいは、ブレーキをかけることができる仕組みに道庁はなっていますか。縦割組織の中でそれができるのは知事だけではないでしょうか。</p> <p>知事ご自身が温暖化の進捗状況について、データ、成果指標の設定のあり方などを含め、定期的に学識経験者に評価を受け、ある意味で失礼な言い方になるかもしれませんが、知事ご自身が学びながらその結果を公表し、予算編成方針や各部の重点施策のあり方にしっかりと活かしていく、私は知事にその役割を求めます。知事は改正温対法のもとで、地域脱炭素を推進するためのご自身の役割についてどのように認識し、知事がゼロカーボン宣言後のご自身の仕事ぶりを客観的にどのように評価すべきと考えるのか伺います。</p> <p>私としては、現行の条例に基づいて、地域温暖化対策について評価するアドバイザーや顧問などと連携協定を結び、定期的に進捗状況について評価を受けるべきと考えますが、再度知事の見解を伺います。</p>	<p>(知事)</p> <p>地球温暖化対策についてであります。地域脱炭素の推進にあたっては、様々な行政分野に関わることから、私のリーダーシップのもと、庁内の部局間の連携を強め、振興局と一体となり、有識者のご意見も踏まえながら、道民の皆様、事業者の方々の意識の醸成や地域の意欲的な取組の支援に努めるなど、環境負荷の低減と地域社会の活性化につながるゼロカーボン北海道の実現に向けて、積極的に取り組んできたと認識しております。</p> <p>また、施策の評価については、学識経験者等から構成する環境審議会による評価を毎年度受けているほか、コンサルティングに精通した経営者などを含む様々な分野の外部有識者の方々に構成される懇話会を設置し、適時、ご意見を伺っており、今後とも、こうした方々の評価やご意見も踏まえ、道の取組の検討に反映をしております。</p>